

旧警戒区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、月額10割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7、同X8（以下上記8名をあわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1. 損害項目および損害額

(1) 宿泊費	合計	944,750円
(内訳)		
X1分		854,750円
X6分		90,000円
(2) 一時立入費用	合計	234,000円
(内訳)		
X1分		56,000円
X5分		150,000円
X6分		28,000円
(3) 通信費増加費		13,475円
(4) 精神的損害	合計	8,960,000円
(内訳)		
X1分		1,400,000円
X2分		1,400,000円
X3分		1,400,000円
X4分		1,400,000円
X5分		840,000円
X6分		840,000円
X7分		840,000円
X8分		840,000円

(5) 身体的損害	合計	236,000円
(内訳)		
X1分		25,600円
X2分		3,200円
X3分		9,600円
X4分		17,600円
X7分		105,000円
X8分		75,000円
(6) 検査費用		10,000円
(7) 就労不能損害		56,760円
(8) 保育料増加分		248,120円
(9) 弁護士費用		1,083,025円
	総額	11,786,130円

## 2. 期 間

自 平成23年3月11日 至 平成24年4月30日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金11,786,130円を支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項(4)及び(5)記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月14日

(仲介委員 秋葉信幸)